

## 林野火災注意報・警報に関する質疑応答

**Q : 発令・放送は何時にされる？**

A : 発令については、気象状況を確認でき次第発令予定としています。なお、防災行政無線での周知については、早朝を避けて午前中に実施します。

**Q : 発令されている場合は、どのような対応をする？**

A : 発令時には、防災行政無線で周知及び消防車両による巡回広報・警戒を実施します。

**Q : 林野火災注意報はなぜ解除の放送はしない？**

A : 林野火災注意報は、火の使用の制限については努力義務であり、罰則がないため、解除の放送は実施しません。

**Q : 林野火災対策の実効性・効果はある？**

A : 注意報の運用を開始することにより、警報発令に至らない段階でも市民の皆さんへの注意喚起が可能となり、林野火災の発生リスクを早期に軽減できると考えています。

**Q : 違反しているのを発見した場合、消防署はどんな指導をする？**

A : 住民からの通報があった場合は、消防職員が現地確認をして口頭での指導を行います。

林野火災警報時に、消防署の指導に従わず、火災の危険性が高い行為を継続した場合には、罰則の対象となる可能性があります。違反すると 30 万円の罰金又は拘留に処されます。

※注意報は罰則はありません。

**Q : 煙の苦情対応について、どこに相談すればいい？**

A : 火災の危険性がある場合などは、消防署にご相談ください。また、火入れについては林業課、廃棄物の焼却であれば環境衛生課と連携して対応します。

**Q : 煙火とは？**

A : 火薬類を使用したもので、がん具用花火類等が該当します。

**Q : たき火とは**

A : 消防法令上では「火を使用する設備器具を用いないで、又はこれらの設備器具による場合でも、その本来の使用方法によらないで、火をたく形態」とされており、農業のためのもみ殻等の焼却、地域行事における門松やしめ縄の焼却などもたき火に該当します。

○たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



○たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）



Q : たき火に必要なことは？

A : 注意報や警報が発令されていない場合でも

- ①水バケツ・消火器等の準備
  - ②地面に穴を掘り、その中で燃やす又は不燃性容器の中で燃やす
  - ③焼却中はその場を離れない
- など火災予防で必要な措置をお願いします。

※上記のことについての措置をしていても、警報が出ていればたき火をすることはできません。。

Q : 林野火災警報が発令されたら、地域行事における門松やしめ縄の焼却も制限されて燃やすことができない？

A : 林野火災警報中は、屋外においてのたき火をしないように制限されます。地域行事であっても、門松やしめ縄の焼却もたき火に該当することから、制限され、燃やすことはできません。

**Q : 届出はどこに、どのような方法で行えばよいのか。**

A : 各署・出張所の窓口で受付しております。届出様式については、各署所に取りに来ていただかずか、市のHPからダウンロードもできます。不明な点があれば、消防署 62 - 0119 にお電話いただければ対応します。

※この届出は、火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為を把握するための届出です。たき火などの野外焼却を許可しているものではありませんので、ご注意ください。

**Q : 届出をすれば、どんなものでも燃やしていいのか？**

A : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める「焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却」を除き、廃棄物の焼却は認められていません。環境衛生課にご確認ください。

また、「焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却」であっても、消火器の準備、その場を離れないなどの措置が必要です。

**Q : 県林野火災アラートとの違いは？**

A : 県の林野火災アラートは愛媛県独自のもので、発表基準は別に定められています。県林野火災アラートについては、法的な規制はありませんが、火災予防条例に基づく林野火災警報では、法的な規制があり火の使用に制限をかけられます。

※県林野火災警戒アラートの発令有無については、県の防災メール、防災アプリ等でご確認ください。